

令和6年度予防接種Q&A(令和6年10月1日現在)

【小児用肺炎球菌ワクチンについて】

	質 問	回 答
1	10月1日以降、予診票の色は変わるのか？	青色に変わります。過去に接種したワクチンの接種のついては、1回目、2回目、3回目の横に下記の数字を記入してください。 13価ワクチン→「13」、15価ワクチン→「15」、20価ワクチン→「20」
2	これまでのエメラルドグリーン色の縁取りの予診票で、20価の予防接種は可能か？	可能です。20価を接種した場合は、エメラルドグリーン色の縁取りの予診票の使用ワクチン名の欄は、「13」を削除して、「20」と書き換えて使用してください。また、過去に接種したワクチンで20価の場合は、〇回接種の右側、空いているところに「20」と記入してください。
3	プレバナー20のワクチン単価はいくらか？	15価と同じです。金額は各実施医療機関に送付している単価表で確認してください。
4	これまで13価や15価で接種してきた場合、残りの接種を20価にすることは可能か？	これまで13価で接種していた場合は、原則20価ワクチンを接種しますが、15価ワクチンも使用できます(詳細は、令和6年9月27日改正の定期接種実施要領の20ページ参照のこと)。 これまで15価で接種していた場合は、原則最後まで15価ワクチンを接種しますが、20価しかない等、原則によることができないやむを得ない事情がある場合には20価を接種して差し支えありません。(詳細は、令和6年9月27日改正の定期接種実施要領の21～22ページ参照のこと)。
5		